

2024年のサステナブルファイナンス を「読む」

2024年1月24日（水）午後5時～
第21回RIEFオンライン勉強会（通算46回）

主な論点

環境金融機構代表理事・藤井良広

2024年を「読む」リード論者

明日香壽川氏（東北大学アジア研究センター教授）

足達英一郎氏（日本総合研究所常務理事）

藤井良広氏（環境金融研究機構代表理事）



日米欧のサステナブルファイナンス政策は どう動くか

< **米国** > 米国大統領選挙を踏まえ、
サステナブルファイナンス政策はどう展開するか
「反ESG」トレンドの動向はどうか

< **EU** >
6月の欧州議会選挙はどう影響するか
欧州委員会の主導力はどうか

日米欧のサステナブルファイナンス政策は どう動くか

< **日本** > 政局混乱が続く中で

- GX政策はどう展開するか
- GX移行経済国債は市場から歓迎されるか

日米欧のサステナブルファイナンス政策は どう動くか

- 「エネルギー基本計画」改定はどうか？
- COP28の「再エネ3倍増・省エネ倍増」は反映されるか
- 「石炭火力発電の段階的削減」・「化石燃料からの転換」は盛り込めるか
- GXの「化石燃料発電+CCS、アンモニア・水素混焼」は機能するか
- 原発は増設は可能か

企業の情報開示はどうか

- ISSBの気候・サステナビリティ情報開示のスタート
- 日本のサステナビリティ基準審議会（SSBJ）の基準案公開

1	公開草案の目標公表時期	2023年度中（遅くとも2024年3月31日まで）
2	確定基準の目標公表時期	2024年度中（遅くとも2025年3月31日まで）

https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/2023_1225_ssbj.pdf

- 米証券取引委員会（SEC）の気候開示規則の動向

企業の情報開示はどうか（ISSBの救済措置）

- ① サステナビリティ関連財務開示で、関連する**財務諸表と同時報告する要求事項からの救済措置**

- ② サステナビリティ関連のリスク及び機会全般に関する情報ではなく、**気候関連の同情報のみを開示すること**を認める救済措置

- ③ スコープ1、スコープ2及びスコープ3のGHG排出を「**GHGプロトコル：企業算定及び報告基準**」に従って測定する要求事項からの救済措置
（IFRS・S2号を適用する直前の年次報告期間で異なる測定基礎を用
・ いている場合）

- ④ **スコープ3のGHG排出を開示**する要求事項からの救済措置

企業の情報開示はどうか（ISSBの救済措置）

<SSBJのスタンス>

<救済措置>

企業のこれまでのサステナビリティ開示への対応状況はさまざまであり、当委員会が開発する基準に関して強制適用を求める時期については、これらの点も総合的に勘案した上で、**慎重に検討する**予定。

<早期適用>

特に米国や欧州において事業を行う日本企業がこれらの法域でサステナビリティ開示基準に対応することとなる際に、併せてSSBJの基準に対応するニーズの扱い。

金融機関・金融市場はどう動く

ESG債市場→多様化(グリーンボンド、ブルーボンド、SLB等)

UOP方式→リンク・ファイナンス (SLB、 SLL)

ESGファンド等の**定義見直し** ⇔ 反ESG、グリーンウォッシュ対応

EuGB (欧州グリーンボンド基準) によるESG債のランク付け

•

金融機関・金融市場はどう動く

<EuGBの大枠>

- ①同基準に基づくグリーンボンドの資金使途の85%以上をEUタクソノミー適合事業とする
- ②発行企業はボンドでの資金使途を自社の移行計画（TP）と整合させる
- ③セカンドオピニオン事業者に登録と監督を導入する
- ④他の環境分野に重大な影響を与えないDNSH原則にも適合——等のルール化を盛り込んでいる

<大手米銀の予測>

- | | |
|-----------------|--------|
| • EuGB適合（プレミアム） | 10～15% |
| • 一部適合（中間的） | 60～70% |
| • 従来型（ICMA） | 15～30% |